

# 仮設加納公民館開館のお知らせ

加納公民館の休館により皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、この度、仮設公民館の概要が決定しましたのでお知らせいたします。

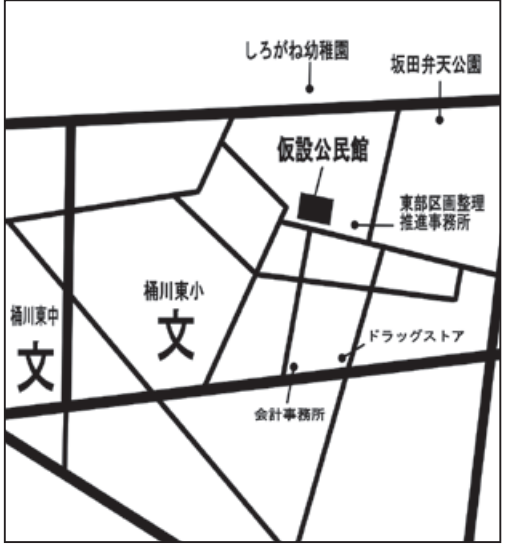
開館予定日 ▶ 11月20日(水)  
ところ ▶ 坂田東二丁目地内  
(東部区画整理推進事務所隣)  
施設概要 ▶ 建物面積：294㎡  
大会議室：78㎡ 和室：44㎡  
研修室1：24㎡ 研修室2：34㎡

## 予約について

電話による受付を開始します。  
(祝日を除く(火)～(金)の午前8時30分～午後5時15分)  
なお、11月19日(火)は開館準備のため、電話予約ができませんので、ご了承ください。

| 利 用 日                 | 受付開始日     |
|-----------------------|-----------|
| 11月20日(水)～12月28日(土)   | 10月8日(火)  |
| 平成26年1月4日(土)～2月19日(水) | 10月25日(金) |

※1回の電話予約で1コマとします。  
※11月20日(水)の開館以降は仮設公民館での従来どおりの受け付けとなります。  
※1団体の使用は11月と12月分を合わせ3コマとし、1月以降は月に2コマまでとします。



(仮設加納公民館位置図)

申込み・問合せ ▶ 加納公民館事務局  
(川田谷生涯学習センター内)  
☎728-1040

**新庁舎建設基本計画(案)について意見を募集します**  
市では、新庁舎建設を具体的に進める上での基本理念や整備方針などの諸条件の整理・検討を行い、「桶川市新庁舎建設基本計画(案)」を作成しました。この計画について皆さんの意見を募集します。  
なお、新庁舎の配置計画や平面計画などについては、今後予定される基本設計で、意見を募集します。  
**閲覧・意見募集の期間** ▶ 10月1日(火)～31日(木)  
**意見を提出できる人** ▶ 市内在住・在勤・在学の人  
**閲覧場所** ▶ 新庁舎建設推進課、情報公開コーナー、東部連絡所、(土、日、祝日を除く)、桶川公民館、川田谷公民館(月曜日を除く)  
※ホームページでも閲覧できます。  
**意見の提出方法** ▶ 閲覧場所に設置の用紙に、意見、氏名などを記入し、

**桶川市環境美化に関する条例(案)について意見を募集します**  
市民、事業者、土地などの所有者、ペットの飼い主および市が、良好な生活環境の実現を図るための条例(案)を作成しました。この条例(案)について、皆さんの意見を募集します。  
**閲覧・意見募集の期間** ▶ 10月10日(木)～11月8日(金)  
**意見を提出できる人** ▶ ①市内に在住・在勤・在学の人 ②市内に事業所・事務所を有する人 ③市内にある土地などを所有または管理する人  
**閲覧場所** ▶ 環境課、情報公開コーナー(土、日、祝日を除く) ※ホームページでも閲覧できます。  
**意見の提出方法** ▶ 閲覧場所に設置の応募様式に必要事項を記入し、直接、郵送(〒363-8501 泉1-3-28)、ファックス(786-3740)、電子メール(kankyoku@city.okegawa.lg.jp)

**国民健康保険からのお知らせ**  
11月から保険証が更新されます！  
**提出された意見の取扱** ▶ 今回のいただいた個々のご意見に対して、直接回答は行いません。  
**問合せ** ▶ 環境課  
11月1日から国民健康保険被保険者証(カード型の保険証)が更新されます。新しい保険証は10月上旬に簡易書留にて郵送します。  
※郵便局の不在通知がありましたら、郵便局保管期間内に、再度配達してもらうか、郵便窓口で受領してください。  
**【短期被保険者証(短期証)の交付について】**  
国民健康保険税は、病気やけがのときにかかる医療費の大切な財源です。  
国民健康保険税を長い間滞納している場合は、通常の保険証に代えて短期被保険者証(短期証)を交付し、納税をお願いしています。  
※短期証とは、有効期限が短い保険証のことで、医療を受けた場合の自己負担割合は、保険証と変わりません。  
なお、対象になる人には事前に案内を送付します。  
**詳しくは** ▶ 保険年金課

**入学準備金貸付制度のご案内**  
市では、高校・大学などへの進学を希望する人の保護者で、入学資金の調達が困難な人に対して、資金の貸付を実施しています。  
**貸付限度額** ▶ (1万円を単位)  
○高等学校、高等専門学校、専修学校 ▶ 20万円  
○大学、短大 ▶ 40万円  
**貸付対象者** ▶ 次の要件を満たす人  
○平成25年1月1日以前から市内に居住する人  
○連帯保証人(関東一都六県に居住し、独立の生計を営む20歳以上の住民税完納者)がいる人  
**償還方法** ▶ 口座振替で平成26年10月から40月割賦(無利子)  
**貸付の適否** ▶ 書面で通知します。  
**申請期間** ▶ 平成26年2月10日(月)まで(土、日、祝、年末年始除く)  
※年内貸付を希望する場合は、10月31日(木)までに申請してください。  
※申請書類は、教育総務課窓口およびホームページへ。  
**詳しくは** ▶ 教育総務課



**「違反なくそう運動」を実施します**  
良好な市街地形成や安全で良質な建築物の普及を図るため、「違反なくそう運動」を行います。期間中は、違反建築物をなくすため、建築パトロールを実施するほか、法令説明会を行います  
とき ▶ 10月11日(金)～18日(金)  
※詳しい予定は詳細決定後にホームページに掲載します。  
**問合せ** ▶ 建築課  
**歴史民俗資料館臨時休館日のお知らせ**  
歴史民俗資料館は、10月18日(金)～25日(金)の間、展示準備のため臨時に休館します。開館は、10月26日(土)午前9時からとなります。  
**問合せ** ▶ 歴史民俗資料館 ☎786-030  
**児童扶養手当・特別障害者手当など額の改定のお知らせ**  
手当額は、毎年の物価の変動に応じて改定されていますが、平成26年度から平成27年度の物価の下落にもかかわらず、年金に連動した特例措置により額を据え置いたため、本来の算定額よりも1.7%高い特例水準で支払われています。

| 児童扶養手当月額<br>(子の人数が1人の場合) | 改定前                | 改定後                |
|--------------------------|--------------------|--------------------|
|                          | 全部支給               | 41,430円            |
| 一部支給                     | 41,420円<br>～9,780円 | 41,130円<br>～9,710円 |

(子の人数が2人の場合)  
1人の場合の月額に、5,000円加算  
(子の人数が3人以上の場合)  
2人の場合の月額に、1人につき3,000円加算

| 特別児童扶養手当月額 | 改定前     | 改定後     |
|------------|---------|---------|
|            | 1級      | 50,400円 |
| 2級         | 33,570円 | 33,330円 |

| 特別障害者手当月額など | 改定前     | 改定後     |
|-------------|---------|---------|
|             | 特別障害者手当 | 26,260円 |
| 障害児福祉手当     | 14,280円 | 14,180円 |
| 福祉手当(経過措置分) | 14,280円 | 14,180円 |

今回、国民年金法の改正により特例水準は3年間で段階的に解消されることとなり、次の通り平成25年10月分から額が改定されます。



平成26年度

「保育所・放課後児童クラブ」新規入所申込み受付について

詳しくは☎保育課

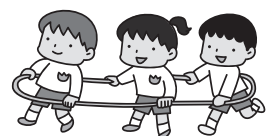
平成26年度（来年4月）の保育所・放課後児童クラブ新規入所申込みの受付を、次のとおり行います。

就労証明書など、勤務先で記入するものがありますので、申込書類は余裕をもつてご用意ください。

別途詳細については、10月1日から配布する入所案内をご覧ください。

|              |                                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| 申込書類<br>配布開始 | 10月1日(火)から                                                        |
| 申込書類<br>配布場所 | 保育課(保健センター内)、市内埼玉県認可<br>保育所、放課後児童クラブ、駅前子育て<br>支援センター、日出谷子育て支援センター |
| 受付期間         | 11月18日(月)～25日(月)                                                  |
| 受付時間         | 【平日】午前8時30分～午後7時<br>【土・日】午前9時00分～11時30分                           |
| 受付場所         | 保育課(保健センター内)                                                      |

※入所は申し込み順ではありません。  
※書類不備の場合は受付できません。  
※手続きに必要な書類はホームページからダウンロードできます。



保育所について

入所の基準

保護者（同居する祖父母を含む）が就労など（就労1日6時間・週4日以上、産前産後各8週間、病気が、介護、災害の復旧など）により昼間家庭にいないことが常態であるもの。

手続きに必要な書類

- ① 保育所入所申込書
  - ② 入所申込みにかかる意志確認表・家庭状況書
  - ③ 就労証明書など（保育ができない世帯員全員分）
  - ④ 健康調査表
  - ⑤ 兄弟の幼稚園などの在園証明書（該当する人のみ提出してください）
- ※勤務先などの事情により市外の保育所を希望する場合は、保育所所在地の市区町村に申込締切日を確認のうえ、締切日の5日前までに桶川市へ申し込んでください。

入所決定

審査の結果、保育の欠ける度合いの高い人から内定を通知します。後日、内定した保育所で児童面接により集団保育の可否を判断し、結果を通知します。

放課後児童クラブについて

入室の基準

桶川市立の小学校に就学している概ね10歳未満の児童で、主として下校後保護者や同居者が就労など（就労1日6時間・週4日以上、産前産後各8週間、病気が、介護、災害の復旧など）により昼間家庭にいないことが常態であるもの。

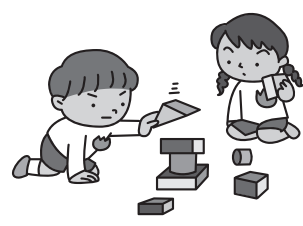
手続きに必要な書類

- ① 放課後児童クラブ入室申込書
- ② 児童家庭調査書
- ③ 就労証明書等（保育ができない世帯員全員分）

入室決定

審査の結果、保育に欠ける度合いの高い人から内定を通知します。特別支援学級などの児童は、後日、内定した放課後児童クラブで児童面接により集団保育の可否を判断し、結果を通知します。

※放課後児童クラブは、各小学校校区に設置しています。



桶川市認定家庭保育室のご案内

家庭保育室とは

市では、児童福祉法による県知事の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）のうち、一定の基準を満たしている施設を「家庭保育室」として認定し、保護者が就労などで日中家庭にいない乳幼児（生後7週目から3歳未満児）の保育を委託しています。なお、近隣市町が認定している市外の家庭保育室への委託もしています。

保護者に対する助成（保護者助成金）について

家庭保育室の通常保育を利用する3歳未満児の保護者に対し、家庭保育室保育料（5万5千円を限度）と埼玉県認可保育所に入所した場合の保育料（減額なし）との差額を、月額1万5千円を限度に助成する制度があります。

※助成金の交付には、いくつか条件があります。

※家庭保育室以外の施設を利用されている場合は助成の対象になりません。

※家庭保育室入室後、手続きに必要な書類を郵送します。申請方法は同封の案内書をご覧ください。

| 市内桶川市認定家庭保育室一覧 |                     |          |      |    |       |
|----------------|---------------------|----------|------|----|-------|
| 保育室名           | 所在地                 | 電話       | 特別保育 |    |       |
|                |                     |          | 一時   | 休日 | 夜間・早朝 |
| あゆみ保育園         | 南1-2-21 1221 番館 1F  | 771-8349 | ○    |    |       |
| 泉 保 育 園        | 泉 2-17-21           | 786-4393 | ○    |    |       |
| いなほ保育園         | 川田谷 4593-10         | 786-5970 |      |    |       |
| 聖 友 保 育 園      | 若宮 1-4-52 埼北SSビル 2F | 786-7911 | ○    | ○  | ○     |
| なのはな保育園        | 川田谷 3267            | 787-0970 | ○    | ○  |       |

※家庭保育室への入室の申込みは各園で受け付けています。  
※保育料など詳細については各家庭保育室にお問い合わせください。  
※○印は、通常保育以外に実施しているものです。  
（保育室名は五十音順）

平成26年度「幼稚園」入園願書受付について

幼稚園とは

満3歳児から小学校就学前の幼児の心身の発達を助長することを目的に幼児教育を行っております。

入園受付について

各園一斉に入園受付を開始します。  
入園願書配布開始▼10月15日(火)  
願書受付開始▼11月1日(金)

幼稚園児の預り保育について

園児の保護者が働きながら子育て出来るように、開園前や保育時間終了後も『預り保育』を実施しています。また、夏休みなどの季節休暇中も1日預り保育を実施しています。

| 市内幼稚園一覧     |           |          |
|-------------|-----------|----------|
| 幼稚園名        | 所在地       | 電話       |
| 愛 宕 幼 稚 園   | 上日出谷1008  | 786-7277 |
| う さ ぎ 幼 稚 園 | 倉田103     | 728-2981 |
| 桶 川 幼 稚 園   | 寿2-10-4   | 771-1238 |
| 桶川ときわ幼稚園    | 鴨川1-1-43  | 786-0162 |
| かわたや幼稚園     | 川田谷3821-3 | 787-0029 |
| しろがね幼稚園     | 坂田150     | 728-4004 |
| ひ が し 幼 稚 園 | 東1-6-25   | 771-6427 |

（幼稚園名は五十音順）

詳しくは☎各幼稚園

皆様の善意

ありがとうございます

次の方から寄附をいただきました。

株式会社ノジマ 様  
蓄電式ポータブルAC電源1台  
詳しくは☎契約管財課

里親制度をご存知ですか？里親を必要としている子どもがいます

「里親とは」

子どもの健やかな成長には、家庭の温かい愛情と理解が必要です。しかし、親の病気や離婚、虐待など様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちが、乳児院や児童養護施設などで生活しています。里親とは、こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、一時的または継続的に養育する人のことです。

「里親になるには」

一定の要件を満たす必要があります。特別な資格は必要ありませんが、登録の前に研修を受講する必要があります。※詳細については、県ホームページをご覧ください。

《里親入門講座を開催します》

里親になって子どもを育ててみたい人、里親制度に興味がある人のために里親入門講座を開催します。

内容▼里親制度の概要説明、里親の養育体験談、質問や情報交換など  
とき▼10月19日(土)午後1時30分～4時※申込みは17日(木)まで  
ところ▼市役所第3・4会議室

申込み・問合せ▼県中央児童相談所 ☎75-4152へ。



年金を受け取るために、年金額を多くするために、国民年金に任意加入しませんか！

任意加入には、「高齡任意加入」と「在外任意加入」があります。

【高齡任意加入とは】

日本に住む人はすべて20歳から60歳までの間国民年金に加入しますが、60歳以上の人も次の1か2に該当する場合は、希望すると国民年金に加入できる制度です。

なお、保険料の納付方法が、平成20年4月1日から、口座振替による方法に原則化されました。ただし、口座を持っていない場合や、資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合など、正当な理由がある場合には、現金で納付することもできます。

任意加入の手続き▼保険年金課国民年金グループ

持ち物▼年金手帳、印鑑、預貯金通帳、通帳届出印、特例任意加入の

場合は戸籍謄本

1 任意加入

60歳から65歳までの人で、年金加入期間が短く年金を受け取るための必要な期間を満たしていない人や、未加入や保険料未納期間があるために年金額が少ない人は、国民年金に任意加入することができます。

※老齡基礎年金を受給している人や、厚生年金・共済組合に加入している人は任意加入できません。

2 特例任意加入

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、昭和40年4月1日以前に生まれた人で、日本国内に住んでいる人、または海外に住んでいる日本国籍がある人は、受給資格を満たすまで（最長70歳まで）任意加入できます。

【在外任意加入制度とは】

海外に居住した場合でも、国民年金に希望で任意加入することができる制度です。

任意加入期間中に保険料を納めると、老齡基礎年金に反映されます。また、海外に居住している間に、事故や病気で障害が残ったときや、不幸にして亡くなったときには、保険料を納めていると障害基礎年金や遺族基礎年金が保障されます。

保険料を納める方法は、国内に住む親族など協力者が代わりに納める方法や、協力者がいない場合は日本に開設している預貯金の口座から口座振替による方法があります。

加入の手続きは海外転出届出を済ませた後、出国前にしてください。

詳しくは☎保険年金課国民年金グループ



市長元気通信

小野克典 報告 vol.5



「子どもフォーラムの様子」

8月26日に子どもフォーラムが保健センターで行われました。これは市内の7小学校を代表した21名の児童が、日頃感じている桶川市の課題を洗い出し、将来どんなまちにしたいか、そのためにどのようなことをすべきかななどを議論し発表をするものです。自らが日頃感じていることを市政へ提言することにより、自分たちの住むまちへの思いや関心を深めることができる企画です。

様々なテーマの中から出された個々の意見を当日参加した初対面の児童同士が協力し合いグループごとにまとめあげ、その内容を皆さんにしっかりと伝えるため、模造紙にイラストなども交えて分かりやすく発表するという一連の作業は、プレゼンテーション能力や人とのコミュニケーション能力の育成に大いに役立つものと思いました。

子どもたちの素朴でストレートな視点で考える数々の提案を聴いて、児童たちの柔軟な発想と創造力に感心させられました。我々大人も、いくつになっても日々新たな気持ちで物事を見聞し、感じるものの大切さをあらためて考えさせられた一日でした。

桶川市長 小野克典

平成25年度「計量器（はかり）の定期検査」のお知らせ

平成25年度の「計量器（はかり）の定期検査」を次のとおり行います。

とき▼①10月24日(木)②10月25日(金) ※どちらも午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

ところ▼①サン・アリーナ駐車場 ②勤労福祉会館駐車場

計量法では、取引や証明に使用する「はかり」について、2年に1回検査を受けることを規定しています。該当する「はかり」をお持ちの人は、必ず受検してください。

なお、宅配便の取扱店で使用して

いる「はかり」についても、検査が必要です。

※平成23年度に受検した商店や事業所などには案内文を送付しますが、新しく受検する場合は、お問合せください。

問合せ☎産業観光課

10月1日は浄化槽の日～年1回、浄化槽の健康診断を受けましょう～

浄化槽を使用している場合は「保守点検」「清掃」とは別に年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。

「保守点検」とは、年3～4回、機器の点検・調整や消毒薬の補充を

行うことです。「清掃」は、年1回、浄化槽の内部にたまった固形物などを引き抜くことです。「定期水質検査」は、年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして浄化槽が十分浄化機能を発揮しているかを検査するものです。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、浄化槽を使用している人は、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

定期水質検査の手数料▼10人槽以下（家庭用浄化槽）5,000円

※11人槽以上は問合せください。 問合せ☎（一社）埼玉県環境検査研究協会浄化槽管理課 ☎649-5151

桶川市教育委員会第10回定例会

とき▼10月21日(月)午後2時 ところ▼サン・アリーナ会議室

※9月号でお知らせした日程から変更があります。

教育委員会定例会の傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。また、次回の教育委員会は、11月21日(木)を予定しています。

詳しくは☎教育総務課

☆交通事故統計☆

—桶川市内の人身事故—

(毎年1月からの累計)

|      | 平成25年<br>7月末 | 平成24年<br>7月末 | 対前年<br>同月比 |
|------|--------------|--------------|------------|
| 件数   | 192件         | 208件         | -16件       |
| 死者数  | 0人           | 0人           | 0人         |
| 負傷者数 | 227人         | 254人         | -27人       |

今点けて！ まだ明るいほう もう暗い

☆自衛官募集☆

| 募集種目              | 受付期間 | 応募資格                                               | 試験予定日                            |
|-------------------|------|----------------------------------------------------|----------------------------------|
| 陸上自衛隊<br>高等工科学校生徒 | 一般   | 15歳以上17歳未満の男子で中卒または見込みの人                           | ★1次試験<br>平成26年1月18日(土)<br>★2次試験有 |
|                   | 推薦   | 15歳以上17歳未満の男子で中卒または見込みの人(推薦については中学校長などの推薦が別途必要です。) | 平成26年1月11日(土)～13日(月・祝)の指定される1日   |

\*年齢は平成26年4月1日現在

問合せ☎自衛隊さいたま地域事務所 ☎651-2420







| 相 談           | 相談員         | 相 談 内 容                                 | と き                                                                              | と こ ろ                          | 問 合 せ        |
|---------------|-------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 法律相談(予約制)     | 弁 護 士       | 相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談           | 4日(金)・8日(火)・16日(水)・24日(木)・28日(月)・11月5日(火)・8日(金)・13日(火)・21日(水)・25日(月) 14:00~17:00 | 市役所相談室                         | 秘書広報課        |
| 日曜法律相談(予約制)   | 弁 護 士       | 相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談           | 20日(日)・11月17日(日) 10:00~12:00                                                     | 市役所相談室                         |              |
| 司法書士法律相談(予約制) | 司法書士        | 相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)等の相談 | 10日(木) * 次回は11月14日(木) 13:00~16:00                                                | 市役所相談室                         |              |
| 事業とくらしの相談     | 行政書士        | 成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談      | 1日(火) * 次回は11月1日(金) 13:00~16:00                                                  | 市役所相談室                         |              |
| 不動産相談(予約制)    | 宅地建物取引主任者   | 不動産の売買、賃貸借契約等についての相談                    | 23日(水) 13:00~16:00                                                               | 市役所相談室                         |              |
| 住 宅 相 談       | 建設団体の相談員    | 住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談                 | 19日(土) 9:00~12:00                                                                | 市役所第3会議室<br>電話可 ☎786-3211      | 安心安全課        |
| 行 政 相 談       | 行政相談委員      | 国や県、公団・公社等への要望や苦情についての相談                | 4日(金) * 次回は11月1日(金) 10:00~12:00                                                  | 市役所相談室                         |              |
| 多重債務相談        | 市役所職員       | 消費者金融等からの借金返済などに困っている方の相談               | 随時                                                                               | 市役所相談室<br>直通☎786-3450          |              |
| 暴力団被害相談(予約制)  | 上尾警察署職員     | 暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談            | 随時                                                                               | 市役所相談室                         |              |
| 女性相談(予約制)     | 県外の専門カウンセラー | 女性のためのなんでも相談                            | 7日(月) 10:00~16:00<br>21日(月) 16:00~20:00                                          | アソシエ(さくらフレンド内)<br>市役所相談室       |              |
| 人 権 相 談       | 人権擁護委員      | 悩みごと・相続・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談   | 8日(火) 9:00~12:00                                                                 | 地域福祉活動センター3階                   | 人権・男女共同参画課   |
| 内 職 相 談       | 市役所職員       | 内職に関する相談・案内                             | 毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00                                                       | 勤労福祉会館<br>直通☎773-1121(水・金曜日)   | 産業観光課        |
| 消費生活相談        | 消費生活相談員     | 消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談              | 毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30(12:00~13:00を除く)                                   | 市役所南庁舎2階<br>電話可 ☎786-3211      | 自治文化課        |
| こどもと家庭なんでも相談  | 家庭児童相談員     | 子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談     | 毎週火・木曜日(祝日を除く) 10:00~16:00                                                       | 駅前子育て支援センター<br>電話可 直通☎777-7708 | こども支援課       |
| こどものことばや運動面   | 専門相談員       | 未就学児の発達についての相談                          | 事前に電話で申し込み、日程調整して決定                                                              | 児童発達支援センター分室<br>☎787-5562      | 児童発達支援センター分室 |
| 教 育 相 談       | 専門相談員       | 子どもの教育やしつけについての悩みごとの相談                  | 毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00                                                        | 桶川市教育センター<br>直通☎786-3237       | 教育委員会学校支援課   |
| 心配ごと相談        | 民生委員        | さまざまな心配ごとの相談                            | 毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00                                                         | 地域福祉活動センター<br>直通☎728-2369      | 社会福祉協議会      |
| 結 婚 相 談       | 民生委員        | 結婚を望む方の相談                               | 毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00                                                         | 地域福祉活動センター                     |              |

健康づくり  
幸せづくり

## 親しらずについて

親しらずは、智歯、第三大臼歯とも呼ばれ奥歯の中でも最後方にある歯のことです。

人類学的にいうと、この歯の退化傾向は著しく、第一大臼歯、第二大臼歯に比べて一般的に小さく、尖った形のものや細くなっているものもしばしばみられます。

歯のはえ方、位置、傾きなども人によりさまざまで、はえてくる時期も個人差が多く、全体が歯ぐきに埋もれているもの、半分しか出ていないものなどもあり、完全に欠如する場合もみられます。

親しらずは、上下左右で4本生える可能性があります。統計的には約70%の人に1本以上の欠如が、約30%の人に全部の欠如がみられるというデータもあります。

口の中にはえてくる年齢は18~24歳頃が多く、遅れて生えてくる場合もあり、人によって違いが大きくなります。

近年は顎(あご)の発達が昔にくらべて悪く、歯がならぶスペースが狭くなったり、歯の大きさに比べて顎が小さくなってきたりなどのことから、親しらずの入る

場所が無くなり口の中に出てこない場合もあります。

この歯は最後方にあるために、食べものの残りが停滞して不潔になりやすく、半分埋まっていたりすると、歯の周囲に深い歯肉ポケットが形成されて炎症が起きるいわゆる智歯周囲炎が起りやすくなります。

上下の噛み合わせが悪くなった、顎(あご)が偏位する原因、さらには顎関節症の原因となる場合もあります。また、親しらずが原因で歯ならびが悪くなったりもします。

ただ悪いことばかりではなく、近年この歯を再生医療につかうことなどの研究も行われており、将来的には親しらずを有効に利用する方法が考えられています。

親しらずの状態は人それぞれによつて異なりますので、処置については、かかりつけ歯科医によく相談してください。

【一社】足立歯科医師会

